

五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務委託
特記仕様書（案）

第1章 総則

第1条（適用）

本特記仕様書は、「五島慶太未来創造館（仮称）基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条（業務範囲）

業務範囲は、青木村大字田沢とする。詳細については監督職員の指示によるものとする。

第3条（履行期間）

履行期間は、契約の翌日から2019年5月31日までとする。

第4条（管理技術者）

管理技術者は、一級建築士の資格保有し日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）な者を配置すること。

第5条（担当者技術者）

担当技術者には、技術士（総合技術監理部門：建設—都市及び地方計画）か技術士（建設部門：都市及び地方計画）もしくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を保有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。また、管理技術者との兼務は認めない。

第6条（中間段階における報告）

発注者は、本業務の中間段階における成果の提出を受注者に求めることができる。

第2章 業務内容

第7条（業務の目的）

本業務は、青木村大字田沢の青木村図書館、青木村歴史文化資料館及び青木村民俗資料館に隣接する敷地内に五島慶太未来創造館（仮称）（以下「五島慶太未来創造館」という。）を建設するための基本計画策定を行うものである。村民や関係機関等と連携しながら、地域資源である五島慶太翁の功績を振り返ることができる「五島慶太未来創造館」を建設し、私財を投じて大学を設立するなど教育者としての慶太翁の建学精神を学び人材育成・学びの場の拠点施設として多くの人々が集う施設とするとともに、鉄道王の異名をとった慶太翁に関心のある多くの鉄道ファンや観光客を誘客する施設として、地域の交流人口を増加させ、活力ある地域づくりにつなげていくことを目的とします。

1. 計画準備

（1）現況把握

現地踏査を行い、五島慶太未来創造館の建設予定地及びその周辺の現況を把握。

（2）与条件の整理

五島慶太未来創造館の整備に至る経緯及び当該施設整備にかかる法令等による行為規制や地形、地質・地盤条件、関連する施設等の資料データの収集を行い、与条件を整理。

2. 基本計画

（1）整備方針の設定

1の計画準備で把握・整理した内容及び村が設定するコンセプトを踏まえて、五島慶太未来創造館の整備方針を設定。

（2）機能・規模の設定

（1）の整備方針を踏まえて、五島慶太未来創造館に求められる機能を定め、必要な施設規模・施設内容・展示内容を設定。

（3）基本計画図の作成

（2）で定めた機能を踏まえて、来訪者の動線を勘案しながら、（2）で設定した規模の施設の配置を検討し基本計画図を作成する。作成する設計図は次とする。

○配置図（S=1/350）

○平面図（S=1/200）

○立面図《2面》（S=1/150）

（4）概算工事費の検討

（3）で作成した基本計画図より概算工事費を算出する。

(5) 施設活用フロー図の作成

(1)～(3)にて定めた機能、配置計画を踏まえて、既存施設との相互活用を説明するフロー図を作成する。

(6) 整備スケジュール

2019年度末完成を見据え、五島慶太未来創造館の整備スケジュールを検討し、スケジュール表にまとめる。

3. 会議の運営支援

計画策定のために青木村職員、学識経験者、関係者等が参加する会議に出席し、提示資料や会議概要の作成、意見のとりまとめ等を行い計画に反映させる。会議の回数は、2回程度とする。

4. 報告書の作成

上記1から3の内容を報告書にとまとめる。

第9条（打合せ協議）

発注者との打ち合わせは、3回以上行うものとし、その時期は監督職員と打ち合わせるものとする。なお、第1回協議及び最終協議、その他必要に応じて管理技術者が立ち会うものとする。

第10条（業務計画書）

業務計画書は、契約後速やかに作成し、監督職員に提出するものとする。内容に関しては、監督職員と協議するものとする。

第3章 成果品

第11条（成果品）

成果品の内容及び数量は下記のとおりとし、提出場所は青木村総務企画課とする。なお、提出期限は2019年5月31日までとする。

- ・業務報告書 2部
- ・上記電子データ 1部（CD又はDVD）
- ・その他の資料 1式

第12条（完成後の対応）

業務完成後においても受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不的確な箇所は無償にて成果品を訂正しなければならない。

第4章 その他

第13条（資料提供）

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものについては貸与するが、その取り扱いについては十分注意するとともに、本業務以外に使用してはならない。また、業務完了後は速やかに返却しなければならない。

第14条（現場立ち入り）

現場への立ち入りにあたっては監督職員に連絡し、地域住民とのトラブルが生じないように注意すること。

第15条（その他）

本業務遂行中に疑義が生じた場合は、協議のうえ監督職員の指示に従うものとする。受注者は作業実施中に不測の事態が発生した場合は、遅滞なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。